

令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

令和4年5月9日  
国立大学法人 福島大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条の規定に基づき、令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表します。

(環境配慮契約の状況)

電気の供給を受ける契約

4件実施

自動車の購入及び賃貸借に係る契約

実績なし

船舶の調達に係る契約

実績なし

省エネルギー改修事業に係る契約

実績なし

建築物の設計に係る契約

2件実施

建築物の維持管理に関する契約

実績なし

産業廃棄物処理に係る契約

実績なし

1. 令和3年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施に向けた検討を昨年より引き続きおこなった。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本法で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業、建築物の設計業務、建築物の維持管理、産業廃棄物の処理の調達について、電気の供給を受ける契約を4件及び建築物の設計に係る契約を2件実施したが他の案件はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための国立大学法人福島大学における体制の整備についての検討を昨年より引き続きおこなった。

環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に参加した。

学内に環境配慮契約に関する周知を図った。